



## 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

令和4年7月21日

本 部 事 務 局

### 1 趣 旨

国家公務員において、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち在職期間の要件廃止等の措置が講じられたこと、また、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、「妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認」、「勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備）」について規定する。
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次の措置について規定する。
  - ① 育児休業の取得回数制限の緩和
    - ア 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。
    - イ 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。
  - ② 会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和  
会計年度任用職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、会計年度任用職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和するため、所要の措置を講じる。
  - ③ 会計年度任用職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
    - ア 会計年度任用職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
    - イ 会計年度任用職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、アと同様に、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
    - ウ アの改正に併せ、会計年度任用職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備。

### 3 条例改正案 別添1のとおり

### 4 施 行 日

- (1) 及び (2) については公布の日、(3) については令和4年10月1日

### 5 今後の予定

令和4年8月25日 広域連合議会に条例案上程



関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを削り、同号イ中「特定職に」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとする。

第12条中「職員は、任期」を「職員は」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等）

第16条 任命権者は、会計年度任用職員が当該任命権者に対し、当該会計年度任用職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該会計年度職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、会計年度任用職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 会計年度任用職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「という。）（」の右に「当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「及び」を「及び引き続いて」に改め、「引き続き」を削り、同号第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

ア その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下アにおいて同じ。）において育児休業をしているものであって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用される

ことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの第2条第3号を削る。

第4条第2号中「(この条及び次条において)」を削り、「において、当該会計年度任用職員が当該」を「において、当該会計年度任用職員が、当該」に改め、同条第3号中「ため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号の場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号の場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号の場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合において、次のいずれにも該当するとき」を「会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「当該会計年度任用職員がする」を「当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないこと。

第5条中「ため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は

当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあつては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第5条に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第7号を第6号とし、第6号を第5号とし、同号8号中「第2条第3号に規定する会計年度任用職員が同号の」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする」に改め、同条を第6条とし、次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年10月1日から施行する。



関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案） 新旧対照表

別添 2

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない会計年度任用職員)</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次のいずれかにか該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員 (削除)</p> <p>ア その養育する子（法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 7 条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 5 条の規定に該当する場合は当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合は、更新後のものに）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない会計年度任用職員</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 次のいずれかにか該当する会計年度任用職員</p> <p>ア その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第 4 条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下アにおいて同じ。）において育児休業をしているものであつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(削除)</p>	<p>関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない会計年度任用職員)</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次のいずれかにか該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員 ア 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である会計年度任用職員 イ その養育する子（法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（第 5 条の規定に該当する場合は、更新後では、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合は、更新後のものに）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 第 4 条第 3 号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下このイ及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしているものに限る。）</p> <p>(3) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日とその期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>

<p>第3条 (略)</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前に<u>いづれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方職員等育児休業」という。))をして、当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日が、当該子の1歳到達日の翌日後である場合を除き、当該地方職員等育児休業の期間の初日と同日である場合を含む。))当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前に<u>いづれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方職員等育児休業」という。))をして、当該会計年度任用職員が、当該子の1歳到達日の翌日後である場合を除き、当該地方職員等育児休業の期間の初日と同日である場合を含む。))当該子が1歳2箇月に達する日(当該子が、当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</u></p>
<p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、<u>会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号の場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号の場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号の場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合において、次のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいづれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) <u>当該子の1歳6箇月到達日</u></p>
<p>エ 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>イ 当該子について、<u>当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をして</u></p>	<p>エ 当該子について、<u>当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>イ 当該子について、<u>当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をして</u></p>

こと又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げられる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合には、当該末日とされた日)において地方職員等育児休業をしていること。

立 (略)

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないこと。

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合  
(削除)

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第6条(1)～(4) 略

(削除)

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方職員等育児休業をしていること。

イ (略)

(新設)

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(新設)

(1)・(2) (略)

(新設)

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第6条 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第7条(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)をした会計年度任用職員が、当該育児休業の承認の請求の際2回以上の育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出ていること(育児休業の終了後、3月以上の期間を経過した場合に限る。)

(6)・(7) (略)

(8) 第2条第3号に規定する会計年度任用職員が同号の育児休業をしようとすること。

<p>(新設)</p> <p>第 8 条～第 11 条 (略)</p> <p>(部分休業を請求することができるできない会計年度任用職員)</p> <p>第 12 条 法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、任期、1 週平均の正規の勤務日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間数を考慮して別に定める会計年度任用職員とする。</p> <p>第 13 条～第 15 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第 7 条 法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>第 8 条～第 11 条 (略)</p> <p>(部分休業を請求することができるできない会計年度任用職員)</p> <p>第 12 条 法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、1 週平均の正規の勤務日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間数を考慮して別に定める会計年度任用職員とする。</p> <p>第 13 条～第 15 条 (略)</p> <p>(妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等)</p> <p>第 16 条 任命権者は、会計年度任用職員が当該任命権者に対し、当該会計年度任用職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>2. 任命権者は、会計年度任用職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該会計年度任用職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第 17 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 会計年度任用職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第 18 条 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 16 条 (略)</p>	